

令和7年度事業運営の基本方針

日田市が公園及びスポーツ施設の指定管理者制度を導入して以来、今回で6回連続して指定をいただき、令和7年度から令和11年度までの五か年間、引き続き管理運営業務を行うことになりました。

また、指定管理者制度以外の事業として、公園・緑地の維持管理や文化施設の芝管理など、令和6年度まで受託していた事業についても引き続き維持管理に努めてまいります。

さて、日田市の施設を維持管理していくうえで瑕疵があつてはなりませんが、令和5年の三和スポーツ広場の桜枯損につきましては、弊社職員の不適切な薬剤使用が原因であり、反省しているところであります。既に施設管理の基本マニュアルを作成し、同様の事故が起こらないように対応しておりますが、今後におきましては基本に立ち返り適切に業務を行うよう、職員研修の実施や各種マニュアルの見直しと充実を図り、日田市の指定管理者としての信頼回復に努めてまいります。

各施設の維持管理につきましては、安心、安全で快適に施設を利用していただけるよう、これまでのノウハウを最大限に生かしつつ、市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツ並びに公園に親しめるよう公平・平等性を確保し環境整備に努めてまいります。

また、令和7年度には、日田市において公園やスポーツ施設の公共施設予約システムの稼働が予定されておりますので、円滑に活用できるようシステムの習熟に努めてまいります。